

平成 29 年
第 2 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

平成 29 年 8 月 4 日（金曜日）

議事日程 第 1 号

8 月 4 日午後 3 時 30 分開議

日程第 1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定

日程第 2、会議録署名議員の指名

日程第 3、会期決定の件

日程第 4、副議長の選挙

日程第 5、議長の辞職

日程第 6、議長の選挙

日程第 7、議案第 1 号並びに報告第 1 号ないし第 4 号

出席議員（12 人）

議 長	12 番	千	葉	英	守 君
副 議 長	6 番	濱	本		進 君
	1 番	上	村		賢 君
	2 番	花	田	和	彦 君
	3 番	伊	藤	一	治 君
	4 番	秋	元	智	憲 君
	5 番	小	貫		元 君
	7 番	浅	野	貴	博 君
	8 番	川	澄	宗 之	助 君
	9 番	池	端	英	昭 君
	10 番	八	田	盛	茂 君
	11 番	内	海	英	徳 君

列席者

管理者 北海道知事 高 橋 はるみ 君

出席説明員

専任副管理者	本	多	弘	幸	君
副 管 理 者	上	林		猛	君
副 管 理 者	白	井		俊	君
会 計 管 理 者	辺	見	広	幸	君
総 務 部 長	早	川	友	浩	君
振 興 部 長	時	田	恵	生	君
参事(総務担当)	佐	藤	竜	哉	君
参事(管理担当)	吉	田	卓	己	君
参事(企画振興担当)	富	木	浩	司	君
参事(計画担当)	小	松	周	二	君
参事(施設担当)	山	本	敏	之	君
出 納 室 長	篠	原		聡	君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	佐	藤	竜	哉	君
書 記 (同)	横	田		聡	君
書 記 (同)	北	崎	孝	介	君

午後 3 時30分開会

1. 開 会

○議長(八田盛茂君) ただいまより、本日招集されました平成29年第2回定例会を開会いたします。

午後 3 時31分開議

1. 開 議

○議長(八田盛茂君) これより、本日の会議を開きます。

この際、議員の辞職及び補欠議員の選出について報告いたします。

去る5月17日、青山祐幸君、片平一義君、加納洋明君から、6月6日、鈴木喜明君から、6月27日、角谷隆司君、吉川隆雅君、梶谷大志君、道下大樹君、白川祥二君から、それぞれ議員を辞職したい旨の願いがあり、これを許可しております。

これに伴い、後任として、北海道議会から内海英徳君、千葉英守君、池端英昭君、川澄宗之介君、浅野貴博君、小樽市議会からは濱本進君、石狩市議会から米林渙昭君、花田和彦君、上村賢君がそれぞれ選出されておりますので、ご報告いたします。

また、石狩市議会から選出された米林渙昭君から、6月1日、議員を辞職したい旨の願いがあり、

これを許可し、後任として伊藤一治君が選出されておりますので、ご報告いたします。

1. 日程第1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定

○議長（八田盛茂君） 日程第1、議席の一部変更並びに補欠議員の議席の指定の件を議題といたします。

補欠議員の議席の指定に関連して、会議規則第4条第3項の規定により、私、八田盛茂の議席を10番に変更することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、補欠議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、上村賢君を1番、花田和彦君を2番、伊藤一治君を3番、濱本進君を6番、浅野貴博君を7番、川澄宗之介君を8番、池端英昭君を9番、内海英徳君を11番、千葉英守君を12番にそれぞれ指定いたします。

1. 日程第2、会議録署名議員の指名

○議長（八田盛茂君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第94条の規定により、

小 貫 元 君
伊 藤 一 治 君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（八田盛茂君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（佐藤竜哉君） ご報告いたします。

八田盛茂議長から、8月4日、一身上の都合により、議長を辞職したい旨、申し出がありました。

管理者から提出のありました議案は、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号でございます。

このほか、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

以上でございます。

1. 日程第3、会期決定の件

○議長（八田盛茂君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月4日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第4、副議長の選挙

○議長（八田盛茂君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に濱本進君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました濱本進君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、濱本進君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました濱本進君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

次に予定しております日程第5につきましては、議長の辞職の件が議題となります。

議長人事取り扱いのため、副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（濱本進君） 先ほど、議員の皆様方のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました濱本でございます。

重責ではございますが、謹んでお受けをいたします。

今後、議長とともに、円滑な議会運営を図り、また、石狩湾新港の発展のため、職責を全うしてまいりたいと思っておりますので、皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会議を続行いたします。

1. 日程第5、議長の辞職

○副議長（濱本進君） 日程第5、議長の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました八田盛茂君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、八田盛茂君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔八田盛茂君着席〕

1. 日程第6、議長の選挙

○副議長（濱本進君） 日程第6、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することと決定をいたしました。

それでは、議長に千葉英守君をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました千葉英守君を当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱本進君） ご異議なしと認めます。

よって、千葉英守君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました千葉英守君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

これをもって、議長と交代をいたします。

ご協力、ありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（千葉英守君） 先ほど、皆様方のご推挙を賜りまして議長にご選任をいただきましたこと、ありがとうございます。

今後、石狩湾新港の発展と、公正かつ円滑な議会運営に全力を挙げてまいりたいと考えております。また、重責を果たしていきたい、このように考えております。

皆様方のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、就任のご

挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を続行いたします。

1. 日程第7、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号

○議長（千葉英守君） 日程第7、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者本多弘幸君。

1. 議案第1号並びに報告第1号ないし第4号の説明

○専任副管理者（本多弘幸君） ただいま議題となりました議案第1号並びに報告第1号ないし第4号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案をごらんください。

初めに、議案第1号の石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件でございますが、欠員となっております監査委員1名について、管理組合議会議員から伊藤一治議員を選任しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号の専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の（報告その1）をごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例を平成29年5月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

続きまして、報告第2号ないし第4号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の（報告その2）をごらんください。

当管理組合が出捐及び出資しております一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会など3法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（千葉英守君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、ガントリークレーンの増設についてです。

ことし5月より、シノコーの船が石狩湾新港に寄港しなくなり、興亜海運との連携で貨物を運んでいます。外貿コンテナ定期船は、週3便から週2便へと減少しました。このことによるコンテナ貨物の変化について、TEU及びトン数について、昨年同月比でお答えください。

また、既存のガントリークレーンの使用状況の変化を、1週間単位の使用時間、使用料について、

同じく昨年同月比でお答えください。

昨年の第2回定例会で、専任副管理者は、ガントリークレーンの増設は、外貿コンテナの取り扱いが増加傾向にあり、2隻同時荷役への対応、1基が停止した場合の備えということを理由として挙げていました。

北海道の港湾統計によれば、北海道全体の外貿コンテナ取扱個数は、10年前の2007年に23万3852TEUで、2016年速報値では29万7897TEUと約6万4000TEU増加しています。一方、貨物量は、2007年の299万トンから、2016年速報値では272万トンと微減となっています。

石狩湾新港はどうか。同様に、2007年と2016年の速報値の比較で、2万3438TEUから5万775TEU、貨物量は14万7000トンから32万2000トンと大きく増加しています。石狩湾新港1港だけをとってみれば、コンテナ貨物が増加傾向、よかったよかったということになります。しかし、北海道全体が伸びていないけど、石狩湾新港が伸びるということは、どこかの港から貨物に移っていることを意味し、この状況が持続可能なのかということが問題として出てきます。

ガントリークレーンの2基体制による収支計画では、取扱個数は2037年に12万7000TEUという計画です。現状から7万7000TEUの増加です。この10年での増加は2万7337TEUです。ですから、単純に2倍ふえると甘目に仮定して5万5000TEUにしかなりません。外貿コンテナが20年後に7万7000TEU増加するという根拠を示してください。

今回のシノコーのように定期航路が一つなくなるという事態は、道内の現在の取引量では、釜山経由の定期航路が複数あると航路を維持できないことを示しています。釜山経由で輸入される品目の需要が道内において増加することや、逆に、韓国において道産品の需要の増加がなければ、仮にポートセールスで航路を誘致できたとしても、今回のようなことになるのではないのでしょうか。

道内での需要と韓国での需要について、どの品目がどのように今後増加するものと考えているのか、その根拠も含めて示してください。

新規外貿定期コンテナ航路の就航があると聞いていますが、地域はどこで、いつから就航するのか、説明してください。

昨年の第2回定例会では、苫小牧港のガントリークレーンのことを紹介しました。苫小牧港のガントリークレーンは、2005年3月に供用開始し、2基目を2008年3月に供用開始し、3基目は2012年7月に供用開始と、3基体制で運用しています。

2016年の速報値によれば、苫小牧港のコンテナ取扱個数は、外貿20万1286TEU、内貿が11万5670TEUと、合わせて31万6956TEUとなっています。このうち、24万7134TEUがガントリークレーンによる取り扱いだと聞いていますので、ガントリークレーン1基当たりのTEUは8万2378TEUとなっています。苫小牧港が1997年に2基設置したときのガントリークレーンによる取扱量は、13万7105TEUだと聞いています。ということは、この取扱量に近い個数を1基のガントリークレーンで担ってきたということになります。

苫小牧港のガントリークレーン1基当たりの個数と比較して対応できる個数にもかかわらず、なぜ石狩湾新港では5万TEUで2基目の導入を決めるのか、説明してください。

石狩湾新港において、2基体制で取り扱うコンテナは、内貿コンテナではなく、外貿定期航路のコ

ンテナのみを想定しているということで考えていいのか、お答えください。

ガントリークレーンの収支計画についてです。

これまでの答弁では、1基目のガントリークレーンの収支は、2015年度までに累計で約10億7100万円の不足が生じている、大赤字となっているということです。それは、2001年度から2015年度にコンテナ貨物が5倍にふえるというあり得ない計画を立てて、コンテナ貨物が実際には計画値の35%となったことにあります。そして、この既設のガントリークレーンの収支計画は、ガントリークレーンの使用料と公債費の償還額の差し引きで組み立てられていました。

ところが、2基体制の収支計画について聞いたら、同じようにコンテナが伸びると言って、黒字になりますという計画を示しました。何で黒字になるかといったら、収支計画の歳入に、ガントリークレーンの使用料だけでなく、コンテナの取り扱いに関連する荷さばき地の使用料収入も見込んだ収支計画で、2034年度に単年度収支が黒字になるんだと言っています。1基目のときはガントリークレーンだけ、2基目は、それだけだと黒字にならないから、荷さばき地などの収入も加えるということです。

そこで、それならば、荷さばき地の収支はどうなっているのかが問題になります。2基体制の収支計画の歳入に組み込まれる荷さばき地、電気施設、ひき船使用料、上屋使用料のこれまでの収支について説明してください。

それらを既設のガントリークレーンの収支に組み込んだ場合の累計収支と過去5年間の単年度収支を示してください。

管理組合が言うように、コンテナが7万7000TEUふえたとして、2基運用後のガントリークレーンの収支計画について、歳入を使用料のみとした場合は、2037年度に単年度収支が黒字になると言います。一般的にガントリークレーンの耐用年数は17年と言われています。単年度収支が黒字になる2037年度は、2基目を稼働させて17年目になります。やっと黒字になっても、次を更新しなければならない状態です。赤字を生み出すために設置するようなものです。

この耐用年数17年の根拠を示すとともに、管理組合が、稼働し続けられていると考えている年数を示してください。

2基体制の収支計画では、既設のガントリークレーンの維持管理費が年間3000万円と設定されています。しかし、既設のガントリークレーンの保守点検・維持費用は、2013年度で3725万円、2014年度で4043万円、2015年度では4110万円となっており、近年、3000万円を超えています。それでも、年間3000万円に抑えられる理由を説明してください。

次に、北防波堤延伸工事について質問します。

航路のしゅんせつについて、幾つかお聞きします。

第1回定例会では、砂の移動に関する国の調査のスケジュールは、現地調査を継続し、有識者を交えて原因究明するとともに、有効な対策について検討していく予定という答弁でした。

現地調査とは、どんな内容で、対策の検討についてはどの程度進んでいるのか、説明してください。

私は、東側からの漂砂が東防波堤に沿って北上し、北防波堤によって行き場を失った砂がたまっただのではないかと聞いても、管理組合は、北防波堤と砂の堆積の関係について、砂の移動は国において

調査中と言って触れていません。北防波堤と砂の堆積の関係について、管理組合としてどのような認識を持っているのか、お聞かせください。

中央航路は、港湾計画上、深さ14メートル、港口の一部は深さ15メートルとなっています。しかし、現状は、深さ14メートル未満のところ航路内部にまで拡大してきています。今年度の工事により、中央航路は全て深さ14メートル以上になるのか、お答えください。

あわせて、東地区の泊地しゅんせつについて、2008年度から始まり、来年度で終了する予定ですが、もともと何年度に終了する予定だったのか、工期が延長している理由も説明してください。

第1回定例会では、専任副管理者は、航路の砂の堆積への対策の進捗にかかわらず、延伸工事を着実に進めていきたいと述べました。ところが、国の配分では、北防波堤延伸工事への予算配分がゼロとなりました。延伸工事より航路対策を優先させた結果となりました。

そもそも、予算要求の20億円という額が多過ぎます。北防波堤に係る予算は、2013年度の7億8900万円が最大です。石狩湾新港にかかる直轄工事の予算が7億円から8億円という枠があるからではないですか、説明してください。

国の判断では、北防波堤の延伸工事は急ぐ必要のない工事ということになっています。北防波堤延伸工事の予算配分ゼロに対する管理者の見解を示してください。

最後に、風力発電について質問します。

ことし1月に、銭函風力発電事業の環境影響評価書が確定しました。この風力発電の一部が石狩湾新港管理組合の管理する区域に建設され、管理組合が占用許可を出すこととなります。建設地は、準備書に対する北海道知事意見にあるように、北海道自然環境保全指針において、すぐれた自然地域、石狩海岸として抽出されています。銭函海岸は、汀線に接する砂浜高原から始まり、内陸に向かって砂丘草原、砂丘低木林、カシワ海岸林、さらに、内陸側にあるミズナラ林にまで連続しています。このような連続的な植生交代のまとまりは、国内において希少な存在と言われています。

これらの自然環境に対して、環境影響評価では、影響をどのように予測していて、その予測に対して占用許可を出す管理者は、建設後の環境への影響をどう考えているのか、考えを示してください。

あわせて、貴重な砂浜にどのように建設されるのか、工事の方法も説明してください。

砂浜に建設することにより、砂の流れが変わるなどで港湾施設に影響することはないのでしょうか。また、エゾアカヤマアリやキタハウネンエビの調査と対策について、管理者は十分と考えているのか、お聞かせください。

洋上風力のほうは、環境影響評価の準備書を終え、追加の調査を行っていると聞いています。知事意見では、騒音及び低周波音による影響、バードストライクや生息環境の喪失などへの懸念が表明されています。また、複数の風力発電事業が重なることによる累積的な影響も懸念されるとしています。知事意見で、猛禽類調査を11月から1月に実施していないので追加調査をするように述べていますが、その後、事業者は追加調査を実施したのでしょうか、お答えください。

バードストライクの事後調査について、洋上では墜落個体の発見及び回収が難しいと意見を述べ、適切な手法により実施をと意見をつけていますが、どのような方法が適切と考えているのでしょうか、バードストライクや健康被害の事例が報告された場合には、管理者としてそれぞれの事業者に移

働停止を求めることは可能なのでしょうか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の質問にお答えします。

初めに、ガントリークレーンの増設に関し、まず、外貿定期コンテナ船の減少によるコンテナ貨物の変化についてであります。本港のコンテナ取扱個数及び取扱貨物量の速報値では、本年5月の取扱個数は3952TEUで、前年同月比401TEUの減、取扱貨物量は2万9441トンで、前年同月比839トンの減となったところでございます。また、本年6月の取扱個数は5266TEUで、前年同月比668TEUの増、取扱貨物量は3万6383トンで、前年同月比7349トンの増となったところでございます。

次に、既設ガントリークレーンの使用時間と使用料の昨年との比較についてであります。本年5月の第1週は、使用時間が7時間、使用料が35万700円であり、昨年との比較は9時間、45万900円の減となっております。以下、第2週は14.5時間、72万6450円であり、1時間、5万100円の増、第3週は8時間、40万800円であり、14時間、70万1400円の減、第4週は26時間、130万2600円であり、5時間、25万500円の増、5月の第5週及び6月の第1週は18時間、90万1800円であり、2時間、10万200円の減、第2週は19.5時間、97万6950円であり、7時間、35万700円の増、第3週は17時間、85万1700円であり、3.5時間、17万5350円の増、第4週は24時間、120万2400円であり、10時間、50万1000円の増、第5週は9時間、45万900円であり、6時間、30万600円の減となっております。

次に、外貿コンテナ取扱個数の想定についてであります。収支計画における外貿コンテナの増加は、平成40年代前半を目標年次とする港湾計画などの推計値をもとに、その伸び率を参考として、平成49年に12万7000TEUと算出したところでございます。

次に、外貿コンテナ貨物量の増加の考え方についてであります。港湾計画においては、国別の詳細な推計は行っておりませんが、品目ごとに国土交通省が行った全国輸出入コンテナ貨物流動調査などを活用し、推計したところでございます。

本港は、大消費地の札幌圏に位置していることなどから、生活用品を初めとする雑工業品は特に輸入の増加を見込んでいるところであり、また、背後地域に冷凍冷蔵倉庫が道内最大規模で集積していることや、リサイクル関連企業の立地が多いことなどから、軽工業品や金属機械工業品は輸出入の増加を見込んでいるところでございます。

次に、外貿定期コンテナ航路の新規の就航についてであります。航路の寄港地及び就航時期については、今のところ、運航船社から具体的に示されておられません。管理組合といたしましては、引き続き、ポートセールスなどを通じて就航に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2基目の導入理由についてであります。本港は、昨年、外貿コンテナ取扱個数が過去最高を記録するなど、近年、増加傾向にあることから、将来における外貿コンテナ航路の増加による2隻同時荷役への対応や、ガントリークレーンの故障や事故による長期にわたる荷役停止を回避するため、新たなガントリークレーンの設置が必要であると考えているところでございます。

次に、ガントリークレーンの取り扱い想定についてであります。港湾計画において、花畔1号岸壁及び2号岸壁は、外貿コンテナ埠頭に位置づけられていることから、その利用は外貿コンテナの取

り扱いを想定しているところでございます。

次に、荷さばき地などの収支についてであります。ガントリークレーン2基運用後の収支計画の歳入で見込んでいる荷さばき地、電気施設、ひき船、上屋などの個別施設の累計収支につきましては、支出関係書類や使用料収入に係る資料の保存年限が過ぎたものもあることから、お示しすることが困難であるところでございます。

なお、過去5年の支出関係書類などから算出した公債費や電気料金などを合わせた歳出と使用料収入との差額の合計につきましては、荷さばき地及び電気施設は約2億100万円の不足、ひき船は約1700万円の不足、上屋は約4億3700万円の不足となっているところでございます。

次に、既設のガントリークレーン収支についてであります。2基運用後の収支計画で見込んでいる個別施設を含んだ累計収支につきましては、先ほどお答えしましたとおり、お示しすることが困難であるところでございます。

なお、個別施設の過去5年の収支を既設ガントリークレーンの収支に組み込んで試算いたしますと、平成24年度は約2億6100万円の不足、平成25年度は約2億700万円の不足、平成26年度は約2億1300万円の不足、平成27年度は約2億1600万円の不足、平成28年度は約1億9300万円の不足となっているところでございます。

次に、ガントリークレーンの耐用年数などについてであります。ガントリークレーンの耐用年数につきましては、財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、17年とされているところでございます。

管理組合といたしましては、定期的な検査や計画的な修繕など適切な維持管理を行うことで、できる限り長期間使用できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

次に、既設ガントリークレーンの維持管理費の見込みについてであります。2基運用後の収支計画における維持管理費につきましては、過去10年間の実績を平均した額を見込んだところでございます。平成25年度以降につきましては、保守点検の結果をもとに高額な部品を交換したことから、一時的に費用がふえたところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に関し、まず、砂の移動に関する現地調査などについてであります。国においては、本年8月より深淺測量や、11月以降に流況調査を予定しており、今後、有識者を交えて原因の究明をするとともに、有効な対策方法なども検討する予定と聞いているところでございます。

次に、北防波堤と砂の堆積の関係についてであります。本港の砂の堆積は、東側の海岸線からの砂の移動が主な原因と考えられますが、北防波堤と砂の堆積の関係については現在のところ解明されていないことから、引き続き、国の調査結果を注視してまいりたいと考えております。

次に、中央航路の水深についてであります。今年度、国が実施するしゅんせつ工事箇所においては水深マイナス14メートル以上となり、中央航路における大型船の入出港に必要な水深は確保されていると聞いております。

次に、東地区泊地しゅんせつについてであります。東地区の泊地しゅんせつは平成30年度に完了する予定であります。このうち、マイナス3メートル泊地しゅんせつについては、平成29年度の予算を要望額どおりに確保できなかったことから、完成予定を平成29年度から30年度に変更したところ

でございます。

次に、直轄事業の予算についてであります。北防波堤の早期完成に向けて、事業の進捗を図るため、年間施工量などを勘案しながら必要な額を要望しております。

次に、北防波堤延伸工事の予算配分についてであります。平成29年度は、船舶の安全な航行を確保する航路しゅんせつに予算が配分されたところでございます。しかしながら、管理組合としては、北防波堤は港内における船舶の航行や停泊、荷役作業の安全性を確保する上で重要な施設でありますことから、引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、風力発電に関し、まず、銭函風力発電事業の環境への影響についてであります。環境影響評価書によると、環境保全措置を確実に実施することにより、環境に与える影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていること及び国または地方公共団体による環境の保全に関する基準または目標との整合が図られていると評価されているところでございます。建設後は、不確実性のある項目につきまして事後調査を実施し、結果をもとに新たな対策を講ずることとされており、事業者において適切に対応されるものと考えているところでございます。

また、工事に当たっては、可能な限り土地改変面積を小さくし、影響を低減するなど環境保全に対する措置を実施することとしているところでございます。

次に、港湾施設への影響についてであります。環境影響評価書によると、風車の支柱によって砂の吹き払われる量などは、現地の地形から判断すると大きくないとされており、港湾施設への影響はないものと考えているところでございます。

次に、エゾアカヤマアリなどの調査と対策についてであります。エゾアカヤマアリなどは、環境影響評価の項目において重要な種とされ、現地調査の結果、事業実施区域内において生息が確認されており、環境保全措置を講ずることにより、重要な種への影響は実行可能な範囲内で回避、低減が図られているところでございます。

次に、洋上風力発電に関し、猛禽類の追加調査についてであります。事業者からは、追加調査の実施について現在検討中と聞いているところであります。

次に、バードストライクの事後調査についてであります。事業者からは、適切かつ効率的な事後調査の実施方法について、有識者などの意見を聞きながら、検討中と聞いているところでございます。

最後に、風力発電の稼働停止についてであります。環境影響評価準備書では、バードストライクについては、事後調査を実施し、著しい影響が生じると判断した際には、専門家などからの助言を踏まえ、効果的な環境保全措置を検討することとしているところでございます。

また、健康被害につきましては、施設の稼働に伴う騒音、低周波音は、実行可能な範囲内で低減が図られ、環境保全の基準などとの整合も図られているものと評価されており、このような事例に対しては、事業者において適切に対応されるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 小貫議員。

○5番（小貫元君） 再質問します。

初めに、ガントリークレーンの増設についてです。

7万7000TEUふえる理由についてですけれども、まともに答えていません。港湾計画の推計値がもとだという答弁でした。そもそも、この港湾計画の推計値についても、過去に質問をしているんですけれども、とても現実的な数値だとは言えません。

港湾計画では、コンテナ個数8万7570TEUを取り扱う計画ですから、港湾計画の目標年次から2037年までに約4万TEU伸びると算出しています。どのような貨物と航路を想定して伸びると見込んだのか、具体的に示してください。

外貿コンテナの輸出先での需要については、国別に詳細な推計を行っていない、こういうことでしたけれども、港湾計画の推計では、東アジア等の貨物を抽出して推計しています。東アジア等という枠組みでいけば、軽工業品や金属機械工業品が輸出で増加するというので、それぞれの品目の輸出について2015年港湾統計と港湾計画の推計値を比較して何倍になるのか、お答えください。

また、輸入では、雑工業品の増加を見込んでいるということでしたが、同様に、2015年の港湾統計と港湾計画の推計値を比較して何倍になるのか、お答えください。

次に、新たな外貿コンテナ航路について、詳細は示されませんでした。

確認しますが、港湾計画の8万7570TEUは、韓国航路を想定しているのではないですか、お答えください。

ガントリークレーン2基体制の収支計画について、歳入として新たに加えられた荷さばき地等の累計収支について示すことは困難だという答弁がありました。示せる5年間でも6億円以上の不足が出ているということです。そして、既設ガントリークレーンの収支に組み込んだら、単年度約2億円の赤字だと。

既設のガントリークレーンの赤字を正確に把握するためにも、荷さばき地等を含んだ既設のガントリークレーンの累計収支を明らかにすることが必要です。できないという答弁ではなく、困難だという答弁でしたから、示すことを求めます。お答えください。

ガントリークレーンの耐用年数について、あくまでも減価償却資産の省令上の話だ、実際の機械の寿命とは一致しないということだと思います。しかし、長期間使用すると言いますが、限界があります。それなのに、2基体制の収支計画では、今後20年、更新は予定されていません。仮に、2基体制に移った後、既設のガントリークレーンの更新を行う予定はないということではないのでしょうか。

次に、北防波堤の延伸工事についてです。

中央航路の水深について、しゅんせつ工事箇所においてはマイナス14メートル以上になるという答弁でしたが、中央航路全体がマイナス14メートルという深さが確保されるのかを聞いたので、再度、お答えください。

砂の動きや北防波堤との関係などは調査中だということでした。だけど、北防波堤延伸工事は進めていくと言います。第1回定例会の答弁では、今年度、しゅんせつを実施しても、その後も砂の堆積が予測されるから、対策が講じられない場合は、再度、しゅんせつが必要だと述べています。

この対策と北防波堤の延伸工事は、どちらを優先させる考えですか、お答えください。

来年度の予算要望の直轄事業についてですが、直轄事業が7億円から8億円という枠があり、必要な工事量による予算ではないかという指摘に対して、いつもと同じように年間施工量などを勘案しと

いう答弁でした。

毎年、20億円分の工事が必要だと言って、予算を要求し、配分が7億円前後となっています。ということは、毎年、約13億円分の工事がおこなわれているということになります。北防波堤延伸工事は、おこなわれていて、予定どおりに進んでいないという認識なのか、管理者の見解を述べてください。

北防波堤延伸工事が予算配分ゼロになったことについて見解を聞いたんですけれども、経過と今後のことについては答弁いただきましたが、予算配分がゼロの見解とは言えない答弁でした。残念だとか、国が悪いんだとか、国の判断は正しいだとか、国が予算配分をゼロにしたことについて聞いているので、これについても、再度、答弁してください。

次に、風力発電についてです。

港湾計画では、花畔地区及び樽川地区の海側一帯は環境保全ゾーンとするというふうにあります。風力発電が建設される場所は、この環境保全ゾーンになります。それなのに、環境影響評価書に書いてあるから事業者が適切に対応するだろう、こういうことでは、管理者として問題があります。

どのようにして、環境保全を確認していくつもりなのか、お答えください。

次に、バードストライクや健康被害の事例が報告された場合に稼働停止を求めるということについても、適切な対応を事業者がするだろう、こういう答弁でした。それが適切に対応されない場合はどうするのでしょうかということを知っているもので、その場合は、稼働停止を求める場合があるのではないですか、お答えください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再質問にお答えします。

初めに、ガントリークレーンの増設に関し、まず、収支計画における貨物量の想定についてであります。港湾計画では、平成40年代前半の外貿コンテナ貨物量の推計値を8万7570TEUとしていることから、収支計画におきましても、港湾計画の推計値と伸び率を参考として将来の取扱個数を算出したところでございます。

なお、取扱個数は、全体のコンテナ貨物量から算出しており、個別の貨物や具体的な航路は想定していないところでございます。

次に、外貿コンテナの輸出量の推計値と実績値の比較についてであります。港湾計画における軽工業品の輸出の推計値は2万5000トンであり、平成27年の1万394トンに対し、約2.4倍となっているところでございます。また、金属機械工業品の輸出の推計値は11万8000トンであり、平成27年の2万1768トンに対し、約5.4倍となっているところでございます。

次に、外貿コンテナの輸入量の推計値と実績値の比較についてであります。港湾計画における雑工業品の輸入の推計値は37万1000トンであり、平成27年の5万1912トンに対し、約7.1倍となっているところでございます。

次に、港湾計画で想定する航路についてであります。港湾計画では、国土交通省が本港などの流動実態を取りまとめた全国輸出入コンテナ貨物流動調査などを活用し、外貿コンテナ貨物量の推計を行っており、具体的な航路などは想定していないところでございます。

次に、個別施設を含んだ既設ガントリークレーンの累計収支についてであります。個別施設の使用料収入及び電気料などの歳出につきましては、資料の保存年限が過ぎたものもあり、収支を算出することが困難としたところでございます。算出できなかった収支につきましては、個別施設の使用料収入及び電気料などの歳出は、資料が保存されている過去5年の平均した額と仮定し、また、公債費は、公債台帳などをもとに算出した額として、これらを既設ガントリークレーン運用後の平成13年度以降、16年間の収支に組み込んで累計収支を試算いたしますと、歳入は約16億円、歳出は約50億円となり、差額は約34億円の不足となっているところでございます。

次に、既設ガントリークレーンの更新についてであります。既設ガントリークレーンにつきましては、適切な維持管理を行うことでできる限り長期間使用できるよう努めてまいりたいと考えており、現時点での2基運用後の収支計画では更新を想定していないところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に関し、まず、中央航路全体の水深についてであります。中央航路の一部は、マイナス14メートルの水深が確保されていないと認識しているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事と砂の堆積への対策についてであります。北防波堤は、港内における荷役作業の安全確保や船舶の安全な航行などに重要な施設であり、また、砂の堆積への対策は、大型船舶の安全な入出港のため、航路や泊地の水深を確保することが極めて重要であると考えているところでございます。

管理組合といたしましては、引き続き、北防波堤延伸工事を着実に進めるとともに、必要に応じて砂の堆積への対策を実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事の進捗についてであります。北防波堤は、毎年、年間施工可能量を勘案し、必要な額を要求しているところであります。十分な予算配分がなされていないと認識しているところでございます。

管理組合といたしましては、予算確保に向けて、さまざまな機会を通じて国に要請してまいりたいと考えているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事の予算配分についてであります。北防波堤は、先ほどお答えしましたとおり、港内における荷役作業の安全確保や船舶の安全な航行などに重要な施設でありますことから、管理組合といたしましては、予算要求額どおりの予算配分となることが望ましいと考えているところでございます。

次に、風力発電に関し、まず、環境保全についてであります。環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当であることから、事業者みずからが行うものとされているところでございます。環境影響評価書によると、事業者は、建設工事中及び供用時において事後調査を実施するほか、自主的な環境監視も行い、環境保全上、特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、適切な対策を講ずることとしているところでございます。

最後に、事業者への対応についてであります。港湾法では、水域占用の許可を受けていた者が許可条件に違反した場合などには、工事その他の行為の中止などの監督処分を命ずることができることされており、違反行為があった場合、その内容に応じて対応を検討する必要があると考えているところ

でございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 小貫議員。

○5番（小貫元君） 再々質問をいたします。

初めに、ガントリークレーンの増設についてです。

収支計画における貨物量の想定が薄弱だということです。そもそも港湾計画の推計値が今の貨物量から2.4倍とか5.4倍とか7.1倍だとか、だから増加すると言うのですが、既設のガントリークレーンを整備するときだって、コンテナ貨物は5倍にふえると大ぼらを吹いて設置して、使用料収入で賄い切れず、10億円の大赤字が出ているのに、反省がみじんも見えません。

港湾計画は品目ごとに推計値を算出して8万7570TEUとしているのに、そこから先は、全体としてこのように伸びるだろうと、推計値と伸び率を参考にしているとありますが、どのように伸びると仮定したのか、理由も含めてお答えください。

港湾計画での航路の想定は行っていないという答弁でしたが、石狩湾新港港湾計画資料（その1）の29ページには、外貿公共コンテナ貨物の航路方面別取扱量の推移という表が記載されています。ここには、設定値として1000TEU単位で、韓国航路8万8000TEU、合計8万8000TEUとあります。

この表の表記と答弁との違いについて説明してください。

既設のガントリークレーン収支の歳入はガントリークレーンの使用料だけ、累計収支は10億円の赤字です。ところが、2基体制の収支計画では、歳入に荷さばき地等も加えるというので、荷さばき地等の収支を聞いたら5年間しかわからないと言いました。都合が悪いから隠しているとしか思えません。公債費の償還が続いているときは、収支に加えないで、償還が終わってから収支に加えるというのでは、余りにも都合がよ過ぎます。

そこで、既設のガントリークレーンの累計収支に、荷さばき地等の収支の推計を組み込んだら34億円の不足だと。これが道民の税金で補われているわけです。しかも、過去5年間の平均した額と仮定していますので、ガントリークレーンを設置したときの貨物量は今の約3分の1ですから、不足額はもっと膨らむと思います。

荷さばき地等の収支について、第3回定例会までに正確な数字を算出し、資料として私に出していただくことを求めます。お答えください。

そもそも、2基体制の収支計画に荷さばき地等の歳入を見込むべきではないと考えるのですが、管理者の見解を伺います。

2基体制への移行により、既設のガントリークレーンの累計収支の不足解消分が先の話です。公共事業としての整備は、公共性がなければいけません。どの港だって、新しいガントリークレーンが稼働したほうが利便性が向上し、港の使い勝手もよくなることは当たり前の話です。しかし、小樽港を初め、各港湾は、そのことと同時に、費用対効果を考えて足を踏み出すことができないというのが現状です。

既設のガントリークレーンによる赤字分の解消もできないまま2基体制に移行すれば、母体の財政負担が増大することは目に見えています。新たなガントリークレーンの設置は見直すことを求めま

す。お答えください。

次に、北防波堤延伸工事についてです。

中央航路全体が水深マイナス14メートルを確保できていないが、北防波堤延伸工事は着実にやるんだ、こういうことを言っています。来年度の予算要望には、航路のしゅんせつは含まれていません。

管理者として、来年度は、しゅんせつの必要はないと判断した理由を説明してください。

今議会で、西1号岸壁での貨物量との関係は取り上げませんでしたけれども、航路が確保されていない、砂の流れと港湾施設の関係も解明できない、このような状況で、北防波堤の延伸を続けることは、今後も港を掘り続けることになりかねません。来年度の北防波堤延伸を中止することを求めます。お答えください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、ガントリークレーンの増設に関し、まず、収支計画の想定とその理由についてであります。収支計画では、平成41年の取扱個数を8万8000TEUと想定したところであり、平成42年以降は、20年後から30年後を目標とした長期構想においてもコンテナ貨物量は増加傾向と予測していることから、港湾計画の推計値より求めた伸び率を参考に年4%の増加を見込むなどして取扱個数を算定したところでございます。

次に、港湾計画資料についてであります。資料に記載のある表の実績値は、平成17年から26年までの間に本港に就航していた航路の外貿コンテナ貨物の取扱個数を記載しているところでございます。また、設定値は、具体的な航路などを想定せずに推計した平成40年代前半を目標年次とする取扱個数を記載しておりますが、実績値と容易に比較できるよう、韓国航路及び合計の欄に並べて記載しているところでございます。

次に、個別施設の収支についてであります。個別施設の使用料収入及び電気料などの歳出については、使用料収入や支出関係書類に係る資料の保存年限が過ぎたものもあり、個別施設ごとの収入の内訳や経費の支払い額が不明であったことから、資料の保存されている過去5年の平均などを用いて累計収支を算出しましたが、正確な金額の累計収支についてはお示しができないところでございます。

次に、2基運用後の収支計画についてであります。荷さばき地などの個別施設につきましては、整備に係る起債償還がおおむね終了していることや安定的な収入が見込まれることから、2基のガントリークレーンのほか、コンテナの取り扱いに関連する個別施設の使用料収入を歳入として含めることが妥当と考えているところでございます。

次に、新たなガントリークレーンの整備についてであります。ガントリークレーンの増設は、便数の増加による2隻同時荷役への対応や、ガントリークレーンの故障や事故による長期にわたる荷役停止を回避することなどから必要と考えているところでございます。

管理組合といたしましては、積極的なポートセールスを行うなど、使用料の増加に向けた取り組みを一層強化してまいりたいと考えているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に関し、航路しゅんせつの必要性についてであります。中央航路の一部は14メートルの水深が確保されておりましたが、現状で想定される大型船に必要な水深は確保されているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも、国と十分に協議をしながら、有効な砂の堆積への対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、来年度工事の実施についてであります。北防波堤は、港内の安全性を確保する上で重要な施設でありますことから、砂の堆積への対策の実施にかかわらず、北防波堤延伸工事を着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

それでは、日程第7のうち、議案第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意されました。

それでは、日程第7のうち、報告第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（千葉英守君） これをもちまして、平成29年第2回定例会を閉会いたします。

午後4時35分閉会